

そのほかの骨髓等提供に係る通院・入院期間中のサービス提供について

(令和7年4月1日現在)

事業名	対象	利用時間・日数	利用者負担		担当部署
一時預かり保育	生後8カ月から小学校就学前までの、健康で集団生活が可能な児童（認可保育園等に入園されていない児童）	私立園及び区立指定管理者運営園月～土曜日午前8時～午後6時の間の保育の必要な時間	1日4時間まで2,000円以降1時間ごとに500円 食事・おやつは500円（食事又はおやつを希望する方のみ）		保育課 03-3908-9127
ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	満6歳に達する年度の末日までの児童	〔助成対象時間（上限）〕 児童1人当たり年144時間まで（多胎児の場合は、児童1人当たり年288時間まで）	〔助成金額（上限）〕 ベビーシッター利用料について以下の上限額まで助成 ・午前7時から午後10時まで 1時間当たり2,500円を上限に助成 ・午後10時から午前7時まで 1時間当たり3,500円を上限に助成		保育課 03-3908-1333
乳幼児ショートステイ事業	生後43日から2歳未満のお子さん	全日または宿泊（1回の利用申請につき7日以内）	養育料1泊 4,000円、実費負担有		聖オディリアホーム乳児院 03-5971-8071
子どもショートステイ事業	2歳から18歳に到達した日以後最初の3月31日までのお子さん	全日または宿泊（1回の利用申請につき7日以内）	養育料1日（1泊）2,000円、実費負担有		星美ホーム 070-1417-5291
協力家庭ショートステイ事業	2歳から18歳に達した日以後最初の3月31日までのお子さん	全日または宿泊（1回の利用申請につき7日以内）	養育料1日（1泊）2000円、実費負担有		子ども家庭支援センター 03-3914-9565
ファミリーサポート・センター事業 ※申込み及び、説明会の受講が必要になります。ご利用時は、事前にご相談下さい。	生後57日から12歳（小学校6年生）までの子ども	午前7時から午後8時まで	謝礼の基準 ・月～金曜日 午前7時から午後8時	子ども1人1時間あたり800円	ファミリーサポートセンター 03-3912-1909
			・月～金曜日 午前7時以前、午後8時以降 ・土・日・祝日 ・12月29日～1月3日	子ども1人1時間あたり900円	
			きょうだい同時期預かりの場合、2人目は半額 1時間あたり400円または450円		
学童クラブ	小学生	学校授業日：授業終了後～午後6時（午後7時まで時間延長あり） 学校休業日（日・祝・年末年始を除く）：午前8時15分～午後6時（午後7時まで時間延長あり）	月額6,500円（おやつ代含む） （延長育成料 月額2,000円）		子どもわくわく課 03-3908-9361
居宅介護	介護を必要とする障害者 ※要区分認定	通年	サービス費用の原則1割負担 （所得によっては自己負担の上限月額があります）		障害福祉課 赤羽地区 03-3903-4161 王子・滝野川地区 03-3908-1358
重度訪問介護	介護を必要とする障害者 ※要区分認定（区分4以上）	通年	サービス費用の原則1割負担 （所得によっては自己負担の上限月額があります）		
短期入所	介護を必要とする障害者 ※要区分認定	宿泊	サービス費用の原則1割負担 （所得によっては自己負担の上限月額があります） ＊食費及び諸雑費の実費負担あり		
同行援護	視覚障害者	通年	サービス費用の原則1割負担 （所得によっては自己負担の上限月額があります）		
手話通訳者派遣	聴覚障害者 ※手帳所持者	通年	利用者負担なし		
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護保険法の要支援・要介護と認定された方	宿泊	サービス費用の1割～3割（要介護度、多居室・従来型個室・ユニット型個室により費用設定あり）		要支援の方： お住まいの住所地の高齢者あんしんセンター 要介護の方： 担当の居宅介護支援事業者
短期入所療養看護介護（ショートステイ）		宿泊	サービス費用の1割～3割（要介護度、多居室・従来型個室・ユニット型個室により費用設定あり）		
訪問介護（ホームヘルプサービス）			サービス費用の1割～3割		
通所介護（デイサービス）			サービス費用の1割～3割		
高齢者緊急生活支援	介護保険法の要支援・要介護と認定された方を除く、おおむね65歳以上の方で、一時的に在宅生活が困難な方	宿泊	利用者の所得状況及び利用施設等で費用が異なります。詳しくはお問合わせください。		高齢福祉課 03-3908-9083

※ ご利用には料金がかかりますので、ご利用の際には担当部署にお問い合わせください。